

# 人材開発支援助成金

## 特定訓練コース・一般訓練コース

労働者に専門的な知識・技術を習得させた場合、受給できます。

平成29年4月1日改正

### <チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している会社
- ☑ 事業内職業能力開発計画を作成し、従業員に周知していること
- ☑ 事業主が自ら企画・実施する訓練もしくは教育訓練機関で実施される訓練を受講させる会社
- ☑ OFF-JTにより実施される訓練を受講させる会社(認定実習併用職業訓練はOJT含む)
- ☑ 訓練時間が**20時間以上**であること(特定訓練コースは**10時間以上**でOK)
- ☑ 所定労働日・所定労働時間内に行われること
- ☑ 1年度1人3コースまで

支給対象となる訓練	対象	訓練内容
<b>1. 特定訓練コース</b>		
①労働生産性向上訓練	新設	職業能力開発促進センター等、特定の公的機関で実施される職業訓練 採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練 熟練技能者の指導力強化、技能晶昇のための訓練、認定職業訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練
②若年人材育成訓練		
③熟練技能育成・承継訓練		
④グローバル人材育成訓練	中小企業 中小企業以外	
⑤特定分野認定実習併用職業訓練		
⑥認定実習併用職業訓練		
⑦中高齢者雇用型訓練		
<b>2. 一般訓練コース</b>		
①一般企業型訓練	中小企業	特定訓練コース以外の訓練
②一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が行う訓練

※前キャリア形成の成長分野等人材育成訓練・中長期的キャリア形成訓練・育休中・復職後人材育成訓練は廃止されました

助成額・助成率		賃金助成 1人1時間当たり	経費助成	OJT実施助成 1人1時間当たり
①特定訓練コース	Off-JT ( ) 内中小企業以外 《生産性要件クリア》	<b>760円(380円)</b> <b>《960円(480円)》</b>	<b>45%(30%)</b> <b>《60%(45%)》</b>	—
	OJT(上記①)	—	—	<b>700円(400円)</b>
②一般訓練コース	Off-JT	380円 《480円》	30% 《45%》	—

( )内は中小企業以外の助成額・助成率  
社外の講師への謝金・手当の上限・・・1時間当たり3万

#### 【支給限度額】

経費助成の支給限度額は、訓練時間・訓練コースに応じて1人1コース当たり7～50万円です。  
助成対象となる訓練コース数は、1人当たり1年度3コースまでです。  
1事業所が1年度に受給できる上限額は最大1,000万円(特定訓練コースの場合)です  
※一般訓練コースのみの場合は500万円が上限

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性があります。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。